

平成 19 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 イサム塗料株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩崎征二
(コード番号 4624 大証第 2 部)
問合せ先 専務取締役 北村 健
(TEL. 06-6458-0036)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 61 回定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 取締役の事業年度の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。(変更案第 20 条)
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことを受け、当社現行定款につき、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 取締役会において機動的な意思決定を行うことができるよう、書面または電磁的記録による同意をもって取締役会の決議があったものとみなすことを規定するものであります。(変更案第 24 条)
 - ② 取締役が、職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、また社外から有為な人材を迎えやすくすることを目的に社外取締役の責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 27 条)
 - ③ 監査役が、職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、また社外から有為な人材を迎えやすくすることを目的に社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 35 条)
 - ④ その他、会社法の規定により定款に定める必要がなくなった規定の削除、および規定の新設ならびに削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 条文省略</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 条文省略</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 8 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株式の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 10 条 条文省略</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第 11 条 条文省略</p> <p>(株主名簿管理人) 第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する<u>その他の</u>事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 現行どおり</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 現行どおり</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株式の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 当社は、<u>前条</u>の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 現行どおり</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第 10 条 現行どおり</p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き<u>その他の</u>株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

<省 略>

第4章 取締役および取締役会

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

<中

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(新 設)

(取締役会規則)

第26条 条文省略

(報酬等)

第27条 条文省略

(新 設)

<中

第4章 取締役および取締役会

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

略>

(削 除)

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合で、当該提案の議決に加わることができる取締役全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会規則)

第25条 現行どおり

(報酬等)

第26条 現行どおり

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める額に限定する契約を締結することができる。

略>

<p>(監査役会の決議方法) <u>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会規則) <u>第 34 条 条文省略</u></p> <p>(報酬等) <u>第 35 条 条文省略</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則) <u>第 33 条 現行どおり</u></p> <p>(報酬等) <u>第 34 条 現行どおり</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>< 中 略 ></p>	
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第 39 条 条文省略</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 40 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</u> (新 設) <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) <u>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の排斥期間) <u>第 42 条 条文省略</u></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第 39 条 現行どおり</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株式総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 41 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2 当社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の排斥期間) <u>第 42 条 現行どおり</u></p>

以上